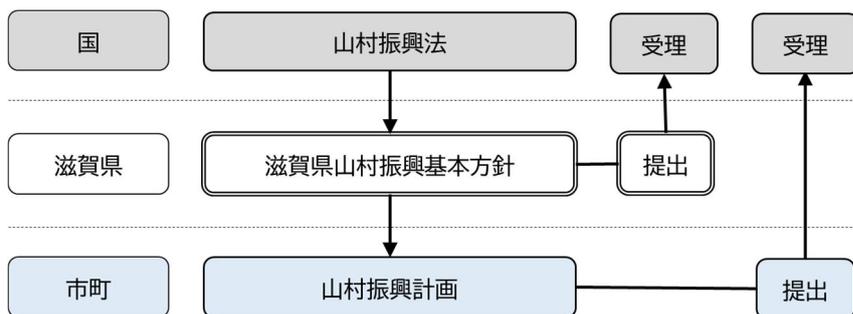


「滋賀県山村振興基本方針」の変更について

1 滋賀県山村振興基本方針について

県では、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている山村の経済力の培養と住民の福祉向上等を図るため、昭和54年度に「滋賀県山村振興基本方針(以下、「県方針」)」を策定した。

この基本方針は、昭和40年に成立した「山村振興法」の基本理念に基づき、県が定めるものである。振興山村地域を有する市町は県方針に基づき「山村振興計画」を作成することができる。国の法改正に伴い逐次変更してきており、直近は平成28年度に変更したものである。



2 変更に至った経緯

令和7年4月、「山村振興法」が法期限の延長を含めた法改正がなされたため、今回、県方針についても変更を行うものである。

3 滋賀県山村振興基本方針の(素案)から(最終案)への主な変更内容について

○ 振興の基本方針および振興施策

(分野別振興施策の基本的事項)

- ・産業基盤施策：遊休農地等を活用した放牧、鳥獣緩衝帯等への取組支援を追記
- ・産業基盤施策：森林の整備および保全へ造林補助金、琵琶湖森林づくり県民税の活用を追記
- ・文教施策：文化交流、文化芸術活動による関係人口・交流人口の創出を追記

○ 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連

- ・「滋賀県都市計画基本方針」との調和規定を追記

4 策定経過と今後の予定

- 令和7年4月 法改正
- 令和7年5月 県方針を改定することについて環境・農水常任委員会に報告
- 令和7年11月 県方針(素案)を作成、県関係機関・市町へ意見照会
- 令和7年12月 県方針(素案)を環境・農水常任委員会に報告
- 令和8年2月 県方針(案)を作成、県関係機関・市町へ意見照会
- 令和8年3月 県方針(最終案)を環境・農水常任委員会に報告、その後、県方針を策定、公表

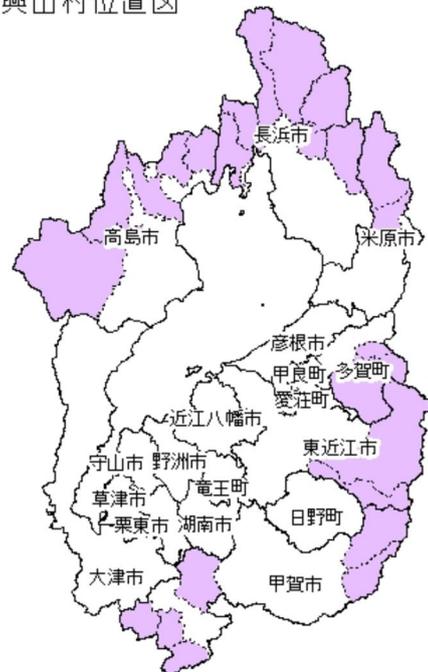
(参考) 振興山村指定・振興計画認定の状況

山村振興法に基づき振興山村地域の指定(以下、「地域指定」)を受け、山村振興計画を国へ提出すると、農山漁村振興交付金(山村活性化対策)の活用が可能となる。

令和7年3月現在、甲賀市6地域、東近江市2地域、多賀町2地域、米原市2地域、長浜市7地域、高島市5地域の5市1町24地域が地域指定済。

振興山村位置図

| 滋賀県振興山村の指定状況 (令和7年3月時点) | |
|----------------------------|----------------------------------|
| ● | 指定済の振興山村地域(旧町村) |
| ・ | 甲賀市：鮎河村、山内村、雲井村、朝宮村、小原村、多羅尾村 |
| ・ | 東近江市：市原村、永源寺村 |
| ・ | 多賀町：大滝村、脇ヶ畑村 |
| ・ | 米原市：伊吹村、東草野村 |
| ・ | 長浜市：上草野村、杉野村、高時村、丹生村、片岡村、塩津村、永原村 |
| ・ | 高島市：剣熊村、西庄村、三谷村、川上村、朽木村 |



滋賀県山村振興基本方針(最終案)【概要版】令和8年度変更

※(素案)から(最終案)への変更事項を赤字で記載

滋賀県山村振興基本方針の位置づけ

【経緯・内容】

- ・昭和40年5月に議員立法により「山村振興法」が10年間の時限立法として制定され、その後数度にわたり期限延長された。令和7年4月には期限の延長(10年間)を含めた法改正がなされた。
- ・本方針は、「基本方針の位置づけおよび地域の概況」、「現状と課題」、「振興の基本方針および振興施策」、「他の地域振興等に関する協議、施策等との関連」を示し、法に基づき市町が作成する山村振興計画の指針となるもの。

I 基本方針の位置づけおよび地域の概況

- (1)基本方針の位置づけ (2)振興山村の概要 (3)自然的条件
(4)社会的・経済的条件【人口の動向・産業別就業人口の推移】

II 現状と課題

- (1)対策の概要と課題【少子高齢化、担い手不足、農地・森林の荒廃】
(2)今後の視点【地域資源を生かした仕事づくりや6次産業課の推進、住民の福祉向上】

III 振興の基本方針および振興施策

- (1)基本方針
・安全で快適な環境のもとで、ゆとりを持って暮らしができる美しい山村地域の形成を目標とする ・経済面、生活面等の各分野で総合的に施策を推進
・山村地域の自立促進、広域的生活圏の形成 ・農林水産業の生産活動および農業者等の地域住民による共同活動の継続・発展、山村地域における持続可能な地域社会の維持および形成
・世界農業遺産「琵琶湖システム」を支える森林等を抱える山村地域の振興
- (2)分野別振興施策の基本的事項(以下①～⑫)

| | | |
|--|--|--|
| <h3>①交通施策に関する基本的事項</h3> <ul style="list-style-type: none"> ・主要幹線道路および市町道の整備 ・災害に強い道路ネットワークづくり ・救急医療機関等へのアクセス向上、物流の効率化 | <h3>⑤防災に係る施策に関する基本的事項</h3> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に強く代替路になる林道の開設・改良 ・土砂の流出抑制、流木災害リスクの軽減に配慮した国土保全施設等の整備 ・地域ぐるみの保全活動や防災マップづくり ・ため池の点検・耐震診断、老朽ため池の整備、ハザードマップの作成 ・被災者の救難、救助、施設および設備の応急復旧、緊急輸送の確保等の災害応急対策 | <h3>⑨社会・生活環境施策(集落整備施策を含む)に関する基本的事項</h3> <ul style="list-style-type: none"> ・水道施設、汚水処理施設等の整備・更新・維持管理 ・集落道、集落防災安全施設等の生活基盤の整備 ・非常時消防防災体制の整備 ・救急業務の高度化に対応した体制の整備 ・地域運営組織(RMO)の形成への支援 ・地域おこし協力隊制度を活用した担い手育成 |
| <h3>②情報通信施策に関する基本的事項</h3> <ul style="list-style-type: none"> ・先端的な情報通信技術が活用可能な環境整備 ・非常時における情報伝達手段の強化 | <h3>⑥医療の確保に係る施策に関する基本的事項</h3> <ul style="list-style-type: none"> ・医師、歯科医師および看護師の確保 ・定期的な巡回診療、保健師の配置、遠隔医療の実施 ・医療機関の協力体制の整備 | <h3>⑩移住・交流施策に関する基本的事項</h3> <ul style="list-style-type: none"> ・移住や二地域居住の促進に資する生活環境の整備 ・都市農村交流の継続的促進 |
| <h3>③産業基盤施策に関する基本的事項</h3> <ul style="list-style-type: none"> ・農業生産基盤の計画的な整備・更新 ・農用地の維持保全、荒廃の防止(まるごと、棚ボラ等) ・遊休農地等を活用した放牧、鳥獣緩衝帯等への取組支援 ・林道、林業専用道および森林作業道の整備 ・間伐や主伐後の再造林の計画的実施(県産材(びわ湖材)) ・造林補助金、琵琶湖森林づくり県民税の効果的な活用 ・在来魚の種苗放流 ・遊漁者を増やす取組 ・地域の特性に適合した企業の誘致 ・地域内発的な産業の育成・振興 | <h3>⑦社会福祉施策(子育て環境の確保に関する施策を含む)に関する基本的事項</h3> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防対策や地域リハビリテーション体制の整備 ・特別養護老人ホーム等の介護施設の整備 ・福祉・介護人材の確保 ・児童福祉施設の整備、保健・保育サービス等の充実 | <h3>⑪担い手施策(労働条件の改善に関する施策を含む)に関する基本的事項</h3> <ul style="list-style-type: none"> ・知識や技術の習得、担い手や経営体の育成 ・男女ともに就業しやすい労働環境づくり ・高齢者が活躍する場の確保 |
| <h3>④産業振興施策に関する基本的事項</h3> <ul style="list-style-type: none"> ・生産から販売に至るまでの総合的支援 ・付加価値の高い商品やサービスの開発 ・農林商工事業者および観光事業者との連携 ・地理的表示保護制度(GI)による農作物のブランド化 ・高性能機械の導入、加工・直売施設等の整備 ・木材の安定的な需要確保 ・第二種特定鳥獣管理計画による被害・生息数の管理 ・集落ぐるみによる鳥獣被害対策の推進 ・再生可能エネルギー利用・地産地消の促進 | <h3>⑧文教施策に関する基本的事項</h3> <ul style="list-style-type: none"> ・義務教育施設の整備・維持等による教育環境の向上 ・地域特性を活かした教育・保育の機会の充実 ・地域特有の文化の振興機会の創出と施設の整備 ・地域文化の保存、継承、活用に関する担い手の育成 ・文化交流、文化芸術活動による関係人口・交流人口の創出 | <h3>⑫自然環境の保全および再生に係る施策に関する基本的事項</h3> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全・再生、自然景観の保全 |
| <h2>IV 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連</h2> | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県基本構想、滋賀県農業・水産業基本計画等との調和 ・滋賀県地域防災計画、滋賀県国土強靱化地域計画、滋賀県棚田地域振興計画、滋賀県都市計画基本方針との調和規定を追加 | | |